

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第一部 労働者状態

## 第二編 雇用と失業

## 第二章 主要労働人口の構成

## まえおき

この年鑑では、一九四八年以来、「雇用と失業」の編の基本的な統計の一つとして、総理府統計局の労働力調査を使ってきた。そして一九五一年についても、これが公式の数字であるため、この編の内容で重要な位置を占めるのであるが、官庁統計のなかでもとくに同調査に対する批判の声が高いことを考慮して、使うさい注意すべき問題点を、あらかじめ整理しておくことにした。

一般に問題とされている点は、第一に労働力調査の基礎概念についてであり、第二に同調査の統計的技術についてであるが、まず前者を概観すればつぎのとおりである。

## 労働力人口

総理府統計局は、「ひろく経済活動にむすびついている人口を労働力人口という」と規定しているが、これに対応して、就業状態分類基準の第一原則「労働力人口を非労働力人口に優先せしめる」により、すこしでも仕事をしたもの（あるいは求職運動をしたもの）は、その仕事の性質のいかんにかかわらず、労働力人口として分類されている。

## 就業者

「調査期間中、収入を伴う仕事に多少でも従事した者」が就業者と規定されているが、これには無報酬の家族従業者が含まれている。またこの調査の「指導員および調査員必携」が、とくに非農業者の家庭菜園の手入れなどを仕事としないように注意を喚起していることは、いかに収入を伴う仕事の範囲がひろいものであるかを物語っている。

## 完全失業者

一九四九年八月までは単に失業者とよばれていたがその後、「完全」の文字がつけられるようになった。そして、この概念の内容規定も労働力調査発足以来三回にわたって改められ、そのたびごとに失業者として規定される範囲がせまくなってきた。すなわち、同調査発足当時（一九四六年九月）一日一―二時間程度のものは収入を伴う仕事から除外されていたが、一九四七年七月には、「就業時間が一時間もない者」にかぎられ、また一九四八年一月には就業希望時間二五時間以上であることが条件となり、さらに一九四九年五月には「就業が可能であって求職運動をしている」という制限がつけくわえられた。今日のわが国における社会経済的な条件のもとで、調査期間（各月末に終る一週間）に収入を伴う仕事をまったくしないで生活できる人は、失業者というより、むしろ、めぐまれた特別な環境の人であろう。

## 非労働力人口

「一四才以上の人口中、労働力人口に含まれないすべての者」が非労働力人口とされており、不

具・老令および病気の者、通学者、家事に従事する者、非求職の就業希望者などがこれに相当する。しかし、不具老令および病気の者のなかには、当然失業者とみなすべき者がいるであろうし、また、非求職の就業希望者という概念の内容も明確ではない。

### 従業上の地位

労働力調査で雇用者に分類される者は、(1)経営者、(2)事務者 技術者、(3)常用労務者、(4)日雇労務者、(5)見習徒弟であり、大会社の重役や高級技術者が労働者なみにあつかわれている。また、同調査で業主とは、法人代表者と、雇用者の有無にかかわらず自営業主をさしているが、この自営業主には、農家の世帯主、内職をしている主婦、かつぎ屋、露店商人、街頭の靴みがきまで含まれる。

つぎに、労働力調査の統計的技術について概観する。いうまでもなく、労働力調査は有業者統計の方法でなく、国勢調査をベンチ・マークとする労働力統計の方法によっており、それについてもいろいろ議論はあるが、さしあたりここでは、労働力調査に使われている標本調査法について、一言ふれておかなばならない。

労働力調査では、予算と製表能力の関係から、調査対象を約六万人にとどめることを余儀なくされているので、全国抽出率は一、〇〇〇分の一を標準とし、約一六、〇〇〇世帯、五一、〇〇〇人がえらばれている。そして、その抽出方式は、まず第一次抽出単位である市または郡を層化確率比例抽出法によって抽出し、それから第二次抽出単位である調査区を順次抽出法で抽出し、さらに抽出された調査区内を地理的に二つの単位地区に分け、機械的規準でいずれか一方をえらび、市部では二分の一の抽出率、郡部では全部の世帯に対し、その世帯内に常住する満一四才以上の男女を全員調査するという、副次抽出法を採用している。

第一次抽出単位としては、郡よりも町・村の方が適当であることは総理府統計局も認めているが、主として予算上の制約から、全国各市・郡を、市部は三六層、郡部は五八層に層化する。この層化の規準は、(1)人口数、(2)就業者率、(3)農業就業者率、(4)製造工業就業者率、(5)水産業就業者数および水産業就業者率、(6)鉱業就業者数および鉱業就業者率、(7)地方別、(8)商業就業者率、鉱業における石炭・金属の別などを用いている。

市部における層化の基準として、産業別構成の偏差が十分に考慮されていないのは不合理であるが、とくに、層化の基準の大きな要素となっている製造工業就業者率において、その製造工業各部門の構造的な特質がすこしも考慮されていない点が注目される。これは総理府統計局が失業者数を層化の基準として採用せず、失業者の増減は産業別就業者の分布状態と密接だから産業別特性によって層化したのだと説明していることと関連して重要である。

郡部における層化の基準の大きな要素として、地方別が用いられているが、この地方別は、北海道・東北・北陸・中部山岳地方を一群とし、それ以外の地方を一群としているにすぎない。たとえば、農業の性格を異にする北海道と他地方を一群とみなすような地方別のやりかたは不合理である。その結果、失業統計として労働力調査を用いる場合、農村のもつ意義が重要であるにもかかわらず、抽出された第一式抽出単位の分布が、きわめてかたよったものとなっている。失業問題といえはすぐ連想され、重視されている東北地方からただの一郡(福島県東白川郡)が抽出されているにすぎないのは、そのもっとも顕著な例であろう。

なお、第一次抽出単位が、村でなくて郡であることを考慮した場合、層化の規準として、製造工業

就業者率だけを採用しているのはとくに不完全なやり方といわざるをえない。そこでは、商業、製造兼小売業、運輸通信業などの就業者率も問題にさるべきである。

(註)労働力調査については、総理府統計局「労働力調査解説」を参照のこと。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---